

令和4年度佐賀県宿泊・観光施設の高付加価値化等支援事業助成金 交付要綱

(趣旨・目的)

第1条 一般社団法人佐賀県観光連盟（以下、「連盟」という。）は、宿泊施設や観光施設に新たな価値を付加することにより、地域に富裕層や欧米豪客等の個人旅行者など多様な顧客やリピート客を呼び込むきっかけをつくることで、地域全体の賑わいにつなげることを目的に、そのために必要な、延泊促進や客単価向上など事業者の収益を増加させる取組（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することとし、その助成金については、本要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この助成金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 宿泊施設事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及びこれに類する施設を営む者を除く

※住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づき、年間180日を上限に営業が可能な施設（いわゆる民泊施設）を営む者を除く

(2) 観光施設事業者

主として観光客の利用を対象とした施設（宿泊施設を除く）を営む者

※専ら食事の提供のみを行う施設は除く

※地方自治体が設置している施設（指定管理者制度や業務委託などで民間団体等が管理している場合を含む）は除く

2 前項の助成対象者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の助成対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体等の事業者であってはならない。

(助成対象事業、助成対象経費及び助成率)

第3条 本助成金の交付対象となる事業は、宿泊・観光施設の高付加価値化や収益力の向上等を図る取組のうち、連盟会長（以下「会長」という。）が承認した事業とする。なお、助成対象経費、助成率、助成限度額等は、別に定める募集要領によるものとする。

(助成金の応募)

第4条 助成金の交付を希望する者は、会長が別に定める募集要領により応募するものとする。

2 会長は、審査要項に基づき、予算の範囲内で助成事業を決定する。

3 会長は、前項の規定により助成事業を決定した場合は、助成事業の応募者（以下「事業実施主体」という。）に対し、速やかに通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 前条第3項の規定により事業の決定通知を受けた事業実施主体は、交付申請書（様式第1号）及び関係書類を添付して、会長に提出するものとする。

2 前項の助成金の交付申請に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。また消費税抜き価格を計算の場合、小数点以下は切捨てとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付条件)

第6条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本要綱の規定に従うこと。

(2) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更する場合には、会長の承認を受けること。ただし、各配分額の3割を超えない額の流用増減であって、助成金額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りではない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は時期の変更を行う場合においては、速や

かに会長に報告してその指示及び承認を受けること。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増した財産については、事業完了後において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。
 - (6) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保存すること。
- 2 前項第2号及び第4号の規定による変更の承認は、変更承認申請書（様式第2号）により、会長に申請するものとする。
 - 3 第1項3号の規定による中止、又は廃止の承認は、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）により、会長に申請するものとする。

（交付決定）

第7条 会長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の交付を決定し、事業実施主体に対して、交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（概算払い）

- 第8条 会長が必要と認めるときは、交付決定額の5割を上限として概算払いすることができる。
- 2 事業実施主体は、概算払いの交付を受けようとするときは、助成金概算払請求書（様式第5号）を提出するものとする。

（実績報告）

- 第9条 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は令和5年1月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、会長に提出するものとする。
- 2 会長は、前項の実績報告書を審査し、助成金を交付することが相当と認めるときは、助成金額を確定し、助成額確定通知書（様式第7号）により、事業実施主体に通知するものとする。

（助成金（未払分）の交付方法）

- 第10条 前条第2項による通知を受けた事業実施主体は、通知日から起算して14日以内に助成金請求書（未払分）（様式第8号）を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の未払分があれば、速やかに事業実施主体へ交付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第11条 会長は、助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の変更若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 事業を中止したとき
- (2) 事業が期限内に完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき
- (3) 交付申請書その他書類に虚偽があるとき
- (4) 予算の執行が不相当と認められるとき
- (5) 助成金を他の用途に使用したとき
- (6) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは法令に違反したとき

(助成金の返還)

第12条 会長は、助成金の交付を取り消した場合において、事業の取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 会長は、事業実施主体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約金)

第13条 会長は、前条の規定により交付金の返還の決定又は交付の決定の取消を受けた者が期日までに助成金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還金額について年10.95%の割合で計算した違約金を返還金に加えて徴収するものとする。

(財産の管理及び処分)

第14条 事業実施主体は、当該助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産に限る。以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳（様式第9号）を整え、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 事業実施主体は、取得財産等を処分しようとするとき又は他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第10号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

3 会長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、当該取得財産等の処分等の適否等を事業実施主体に回答するものとする。

4 前項の通知により、処分等の承認があった場合において、当該取得財産等の処分等により収入があるときは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表1の規定による耐用年数を経過している場合を除き、会長は、事業実施主体にその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。